

いちき串木野市条件付一般競争入札公告

下記のとおり条件付一般競争入札を行うので、いちき串木野市契約規則（平成17年いちき串木野市規則第49号）第2条の規定により公告する。

令和6年4月11日

記

1 入札に付する事項

- (1) 工事番号
預託まち防第1号
- (2) 工事名
いちき串木野市防災行政無線再整備工事
- (3) 工事場所
いちき串木野市内全域
- (4) 工事概要
 - ・串木野庁舎親局 1.0局
 - ・長城中継局 1.0局
 - ・簡易中継局 2.0局
 - ・屋外拡声子局 49.0局
 - ・戸別受信機 20.0台
 - ・遠隔制御局 1.0局
 - ・既設設備撤去 1.0式
- (5) 工期
令和8年3月6日まで
- (6) 予定価格
落札後公表
- (7) 施工形態
単体企業

2 入札参加資格

入札に参加することができる者は、次に掲げる資格要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 電子交換所による取引停止処分又は主要取引先からの取引停止などの事実がないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の決定を受けている者若しくは更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の決定を受けている者若しくは再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (4) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者でないこと。
- (5) いちき串木野市が締結する契約からの暴力団等排除措置要綱（平成23年いちき串木野市告示第83号）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 公告日から入札時までの期間において、いちき串木野市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成17年いちき串木野市告示第96号）の規定に基づく指名停止を受けていないこと。

- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (8) 本市の入札参加資格（電気通信工事）を有する者。
- (9) 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の電気通信工事にかかる特定建設業の許可を得ており、かつ最新の経営事項審査結果の電気通信工事の総合評点値が1000点以上であること。
- (10) 建設業法第26条の規定する監理技術者（電気通信工事）の資格及び第1級陸上特殊無線技士以上の資格を有する者を専任で配置できること。なお、当該配置する技術者は、本資格確認申請のあった日において、3か月以上の恒常的な雇用関係にある者であること。
- (11) 元請として過去5年以内にデジタル防災行政無線親局設備、子局設備等の施工実績があること。
- (12) 元請として過去5年以内の市町村防災行政無線の保守契約の実績があること。
- (13) デジタル防災行政無線（同報系）の機器製造業者又は同製造業者の関係する会社（会社法第2条第3号及び第4号に規定）であること。また、九州管内に本店又は支店若しくは営業所があること。なお、参加にあたり、同一の機器製造業者又は同製造業者の関係する会社より1社のみ参加とすること。（複数社の参加は認められない）
- (14) 電波法第24条の2第4項の規定に基づく無線設備等の点検の事業登録を受けているもの（登録点検事業者）であること。
- (15) 市が公告の際に提示した条件等に適合していること。

3 入札参加希望の申請方法等

(1) 提出書類等

この入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を受付場所へ持参、または郵送（書留郵便で受付期間内必着）により提出しなければならない。なお、所定の期日までに申請書等を提出した者で、入札参加資格があると認められたものでなければ、この入札に参加することができない。

- ア 条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式1）
- イ 入札参加資格に係る申告書（様式2）
- ウ 工事・業務実績調書（様式3）
- エ 配置予定技術者の監理技術者資格者証（表及び裏面）及び監理技術者講習修了証の写し
- オ 無線従事者免許証の写し
- カ 配置予定技術者の健康保険被保険者証の写し
- キ 建設業許可通知書の写し又は更新手続中の証明書
- ク 経営事項審査結果通知書（審査基準日を令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に設定した通知書、又は直近のもの）の写し
- ケ 点検登録検査等事業者登録証の写し

(2) 申請書等の受付期間

公告日から令和6年4月22日（月）午後5時まで

(3) 申請書等の受付場所

〒896-8601 鹿児島県いちき串木野市昭和通133番地1

いちき串木野市 財政課 契約管財係

(4) 申請書等の提出部数

各1部

(5) その他

- ア 申請書及び申請関係書類の作成に係る費用は申請者の負担とする。
- イ 提出された申請書及び申請関係書類は返却しない。
- ウ 申請書及び申請関係書類の様式は、本市ホームページにおいて入手することができる。

- エ 申請書及び申請関係書類において、虚偽の記載又は著しく不適切な記載がある場合は、本入札に参加することができない。
- オ 入札参加者が1者のみの場合でも、有効なものとして入札を執行します。

4 入札参加資格の審査及び通知等

- (1) 入札参加資格は、提出された申請書により審査し、その結果は令和6年4月26日（金）までに確認通知書により通知する。
- (2) 入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日から起算して3日以内にその理由について説明を求められることができる。なお、説明を求める場合は、書面により行わなければならない。
- (3) (2)の説明を求められたときは、速やかに書面により回答する。

5 仕様書等の閲覧

- (1) 仕様書等は、本公告の日から入札予定日まで本市ホームページ等で閲覧に供する。
- (2) 仕様書等に関して質問がある場合は、仕様書等に対する質問書（様式4）により、令和6年5月2日（木）午後5時までにファックス又は電子メールのいずれかの方法で提出するものとする。（ファックスの場合は、電話で着信確認すること）
- (3) 質問書に対する回答は、令和6年5月9日（木）までに市ホームページにより行う。

6 入札方法

郵便入札（郵送による入札。）

- (1) 郵送方法等
一般書留、簡易書留又は配達記録郵便のいずれかの方法
（ただし、鹿児島県内の事業所は持参可とする。）
- (2) 宛先
〒896-8601
鹿児島県いちき串木野市昭和通133番地1
いちき串木野市役所 財政課
- (3) 到着期限
令和6年5月16日（木）午後5時必着
- (4) 封筒記載
入札『工事名』、入札者の法人名及び代表者名
（『入札書』であることが確認できるように封筒表記のうえ封入。）

7 入札（開札）日時及び場所

令和6年5月17日（金）午前9時
いちき串木野市役所 串木野庁舎 財政課内

8 入札書記載金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 入札保証金

免除とする。

10 契約保証金

契約金額の100分の10以上

11 最低制限価格

予定価格の基礎となった次に掲げる額を用いて、下記の式で算出される額（K）に100分の110を乗じて得た額とする。

$$K = \text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④}$$

① 直接工事費相当額×0.97

② 共通仮設費相当額×0.9

③ 現場管理費相当額×0.9

④ 一般管理費相当額×0.68

設定範囲：予定価格×0.92≧最低制限価格≧予定価格×0.75

12 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に際し、入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書を入札書と同時に提出すること。
- (2) 工事費内訳書は、特に様式は指定しないが、内容について、数量、単価、金額等に記載すること。
- (3) 工事費内訳書は、返却しない。
- (4) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

13 入札の延期

やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は、入札を延期することがあり、その場合、入札参加資格者には別途通知する。

14 入札の無効等

- (1) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ア 入札に参加する資格のない者又は申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
 - イ 代理権を有しない者がした入札。
 - ウ 記名押印のない入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札
 - エ 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
 - オ 入札金額以外の記載事項について訂正し、訂正事項に訂正印のない入札書による入札
 - カ 2以上の入札書（他の入札参加者の代理人として提出する入札書を含む。）による入札
 - キ 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札
 - ク その他入札に関する条件に違反した入札
 - ケ 談合その他不正な行為があったと認められるもの。
 - コ その他市長があらかじめ指示した事項に違反したもの。
- (2) 代理人による入札をしようとするときは、入札前に委任状を提出すること。
- (3) 初度又は再度の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者及び失格となった者は、当該契約に係るその後の再度の入札に参加することはできない。
- (4) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。なお、くじを辞退することはできない。
- (5) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

15 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。開札の結果、最低価格者が複数あった場合、『くじ』を行い、落札者を決定する。『くじ』のときは、日時・場所等について改めて連絡する。また、再入札等の必要があるときは、改めて連絡する。ただし、最低制限価格を設けた場合は、最低制限価格未満で申込みをした者は失格とする。

16 入札結果

郵便入札の結果については、落札業者のみ直接連絡し、ホームページで公表する。

17 契約締結の申出期限等

落札者は、落札決定の通知を受けた日から7日以内に契約に必要な書類を提出しなければならない。

本工事に係る契約は、地方自治法第96条に定める議会の議決事件であり、落札後、落札者との間に仮契約を締結し、議会議決後本契約となるものである。

18 問い合わせ先

いちき串木野市 財政課 契約管財係

電話 0996-33-5629 F A X 0996-32-3124

メールアドレス zaisei2@city.ichikikushikino.lg.jp